

雇 入 契 約 変 更 (更 新) 届 出 書									
届出年月日	平成 年 月 日		船舶番号、船名 及び総トン数	第 1 2 3 4 5 号 運 輸 丸 (199トン)					
届出者氏名	(船 長) 浜 田 太 郎 船舶所有者		船舶の用途	貨 物 船	航行区域又は従業 制限及び従業区域	沿 海 区 域			
船舶所有者の住所及び 氏名又は名称	島根県浜田市殿町1番地 浜田交通株式会社			主 機 の 種 類	汽 (内燃)				
				主 機 の 出 力	7 3 5 キロワット				
船 員 手 帳 番 号 氏 名 及 び 年 齢	区 別	雇 入 年 月 日 及 び 雇 入 港	職 務	変 更 (更 新) 年 月 日	変 更 事 項	新	旧	更 新 し た 雇 入 契 約	
浜田 第 一 号 浜田二郎 35歳	(変更) 更新	H17.6.10 浜 田	船長 安全担当者 消化作業指揮者	H17.6.24	職務	船長 安全担当者	船長 安全担当者 消化作業指揮者	現行の通り	
浜田 第 一 号 川田三郎 55歳	変更 (更新)	H15.4.10 浜 田	機関長	H17.6.24	期間	2ヶ月	1ヶ月	現行の通り	
第 号 歳	変更 更新								
第 号 歳	変更 更新								
第 号 歳	変更 更新								
第 号 歳	変更 更新								
第 号 歳	変更 更新								
第 号 歳	変更 更新								
第 号 歳	変更 更新								
第 号 歳	変更 更新								
計	変更 1 件		更新 1 件		合計 2 件				

記載心得

- 1 変更事項欄には、「職務」、「有給休暇の日数」、「雇入期間」等と変更する事項の種類を、新旧各欄にはその変更の内容をそれぞれ記載すること。
- 2 総トン数、船舶の用途欄、航行区域又は従業制限及び従業区域欄、主機の種類欄又は主機の出力欄は、変更前のものを記載すること。
- 3 国際総トン数証書又は国際トン数確認書の交付を受けている日本船舶にあっては、総トン数に国際総トン数を付記すること。
- 4 その他の事項については、海員名簿及び雇入（雇止）届出書の記載心得を参照すること。

(六)

<記入例>

届出年月日	平成17年 4月 1日	船舶番号及び船名	第12345号 運輸丸		
船長名	浜田 太郎	1日の最長航行時間	・8時間以下 ・8時間超～16時間以下 ・(16時間超)		
法第72条の2の指定の有無	無	警報装置の有無	有	自動操舵装置の有無	有
船舶所有者、船舶管理人又は船舶借入人の住所及び氏名又は名称		島根県浜田市殿町1番地 浜田海運株式会社 代表取締役社長 浜田 太郎			

乗組員名簿(クルーリスト)

船員手帳番号及び氏名	職務	受有している資格証明書	番号
浜田 第 一 号 浜田二郎	船長	1級海技士(航海)	1
境 第 一 号 山田三郎	機関長	3級海技士(機関)	1
浜田 第 一 号 川田四郎	甲板長		1
浜田 第 一 号 森田五郎	甲板員	4級海技士(航海)	1
呉 第 一 号 林田六郎	甲板員	4級海技士(航海)	1
境 第 一 号 山田太郎	機関員		1
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
第 号			
上記乗組員の合計人数		人	

船員を使用する者の住所及び氏名又は名称		区分
1	島根県浜田市殿町1番地 浜田海運株式会社 代表取締役社長 浜田 太郎	
2		
3		
4		

官庁受理印

記載心得

- 「1日の最長航行時間」欄には、該当するものを で囲むこと。
- 「法第72条の2の指定の有無」欄には、当該船舶が法第72条の2に基づく労働時間の特例を受けていることの有無を記載すること。更に「有」と記載した場合には、船舶法施行規則上の根拠規定を記載すること。
- 「警報装置の有無」欄には、当該船舶が警報により、直ちに機関区域に行くことが措置されていることの有無を記載すること。
- 「自動操舵装置の有無」欄には、当該船舶が自動操舵装置を設備していることの有無を記載すること。
- 乗組員名簿には、当該船舶に乗り組むすべての乗組員を記載すること。
- 「受有している資格証明書」欄には、当該船員が受有している資格名を記載し、衛生管理者、救命艇手(限定救命艇手にあつては、その旨)、安全担当者、消化作業指揮者若しくは衛生担当者に選任された者、船舶料理士、航海当直部員又は危険物取扱責任者については、その旨を記載すること。
- 「番号」欄には、「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄の番号により、当該船員を使用する者を記載すること。
- 「船員を使用する者の住所及び氏名又は名称」欄には、当該船舶に乗り組むすべての船員について、その使用する船舶所有者(船舶共有の場合には船舶管理人、船舶貸借の場合には船舶借入人、船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船員を使用する場合にはその者)を記載すること。
- 船舶所有者、船舶管理人及び船舶借入人以外の者が船舶を使用する場合、「区分」欄に、当該使用者が船員職業安定法第6条第14項の船員派遣元事業主であるときは「派遣」と記載し、それ以外のときは「その他」と記載すること。
- その他の事項については、海員名簿及び雇入(雇止)届出書の記載心得を参照すること。